

## 再 評 価 調 書

I 事業概要						
事業名	急傾斜地崩壊対策事業					
地区名	棚口区域					
事業箇所	豊田市中切町地内					
事業のあらまし	棚口区域は、愛知県の中中部、豊田市中切町にあり、保全対象として人家19戸、第1次緊急輸送路に指定されている一般国道153号が被害想定区域内に含まれる。がけ高26m、勾配45°の急傾斜地で、平成22年2月、土砂災害防止法により特別警戒区域にも指定を受けている急傾斜地崩壊危険箇所である。当区域の地質は、脆弱な花崗岩からなっているため、風化が進んだ斜面は崩壊の危険性が高い。さらに、せり出した斜面が人家裏まで迫っているため、豪雨時には甚大な土砂災害が発生する恐れがあることから、早急に安全を確保する必要がある。					
事業目標	<b>【達成（主要）目標】</b> ・ 人家19戸を急傾斜地の崩壊による土砂災害から保全する。 <b>【副次目標】</b> ・ なし					
計画変更の推移			事前評価時	再評価時	変動要因の分析 ・ 事業費の精査による変動	
	事業期間	H22～H27		H22～H30		
	事業費（億円）	5.00		4.04		
	経費内訳	工事費	3.50			3.49
		用補費	0.25			0.12
その他		1.25		0.43		
事業内容	擁壁工 L=353m		擁壁工 L=353m			
II 評価						
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<b>【事前評価時の状況】</b> ・ 急傾斜地の崩壊から保全対象を保全する必要がある。 <b>【再評価時の状況】</b> ・ 保全対象等に変化はない。 <b>【変動要因の分析】</b> ・ なし				
	判定	<b>B</b>	A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。 B： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。 C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。 ※事業着手時と比較することが適当ではないと判断される場合は、「事業着手時」を「前回評価時」に置き換えることができる。			
		<b>【理由】</b> ・ 事業着手時からその必要性について変化はないため。				

②事業の進捗状況及び見込み	1) 進捗状況	【事業計画及び実績】				
			H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30			
	工種区分	調査・設計	←	→		
		用地補償	←	→		
		工事	←	→		
		・擁壁工	←	→		
	事業費(億円)	計画	5.00		2.67	
		実績	1.37			
		【進捗率】				
			これまでの計画に対する達成状況	全体進捗状況		
		計画【①】	実績【②】	達成率(%)【②÷①】	計画【③】	進捗率(%)【②÷③】
	延長(m)	353	151	42.8%	353	42.8%
	事業費(億円)	5.00	1.37	27.4%	4.04	33.9%
	工事費	3.50	1.10	31.4%	3.49	31.5%
	用補費	0.25	0.03	12.0%	0.12	25.0%
	その他	1.25	0.24	19.2%	0.43	55.8%
	【施工済みの内容】					
	・擁壁工 L=151m					
	2) 未着手又は長期化の理由	・地権者の理解が得られず、事業用地の取得に不測の時間を要したため、事業に遅れが生じた。				
	3) 今後の事業進捗の見込み	<b>【阻害要因】</b> 特になし  <b>【今後の見込み】</b> 特に阻害要因がないため、今後は予定どおりの事業進捗が見込める。				
	判定	A	A： 事業は順調であり、計画通り確実な完成が見込まれる。 B： 多少の阻害要因があるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 C： 阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。			
			<b>【理由】</b> 事業用地取得に不測の時間を要したため、事業期間を延長した。この計画の見直しにより阻害要因が解決され、今後は、ほぼ計画どおりの事業進捗が見込まれるため。			
III 対応方針						
	継続	中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。 継続：上記以外のもの。				
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容						
<input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 <b>【主な評価内容】</b> ・急傾斜地崩壊防止施設や保全対象の状況から事業効果を確認する。						